

専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項

甲及び乙は、専用防衛生産用資産の取得及び管理に関し、次の特約条項を定める。

（目的）

第1条 この特約条項は、甲が原価計算を行うに際して、乙がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

（専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画）

第2条 乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、契約金額の内訳において専用防衛生産用資産（下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）に直接的又は間接的に取得させ、又は管理させるもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）を含む。以下同じ。）の取得に充てることを予定する金額について、その内訳として、前条の見積資料を基準として区分した費目ごとに要する費用を記載した書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の書面の提出に当たっては、前項の費用により取得される専用防衛生産用資産のうちに次に掲げるものについて、付紙様式第1により、その名称、取得時期の目途、概算の取得予定数量及び概算の取得予定金額を記載した書面を作成し、併せて報告するものとする。

(1) 建屋（建屋と一体として取得及び管理される附属設備を含む。以下「建屋等」という。）

(2) 機械及び装置

(3) 前2号に掲げるもののほか、仕様書に記載されている固定資産その他の資産

3 乙は、この契約において、甲に特約条項に基づき原価監査に係る資料を提出する義務を負っている場合には、第1項の費用に係る専用防衛生産用資産について、費目ごとに実際に要し、又は要する予定の費用を記載した書面を、当該資料に添付するものとする。

4 第2項の書面は、専用防衛生産用資産のうち委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに作成し、乙に係る報告と併せて報告するものとする。

5 前各項における金額には、コスト変動調整率に係る金額並びに一般管理及び販売費、利子並びに利益を含めないものとする。

6 乙は、第2項又は第4項の書面に記載される専用防衛生産用資産の中に建屋等がある場合

における当該建屋等は別図のとおりとするものとし、当該書面において、建屋等ごとに、該当する別図の番号を引用し、表示するものとする。

7 乙は、甲が求める場合及び次条第2項から第4項までに規定する場合を除き、建屋等を別図に示すフロア、区画等ごとの用途以外の用途に使用し、又は使用させてはならない。

8 乙は、いずれかの建屋等の使用の計画又は現況が別図に示す各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況と有意に異なる状態となり、又は異なる状態となる見込みであるとき（工事業者に別図と異なる発注を予定するときを含む。）は、遅滞なく、甲に対し、この特約条項の該当する別図を変更する契約を申し込むものとする。ただし、基本設計の別図への反映以降竣工までの間にある建屋等については、この限りでない。

（専用防衛生産用資産の使用）

第3条 乙は、この契約の締結以降において、甲その他の防衛省の契約担当官等（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される専用防衛生産用資産（当該専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係る見積資料、経費率算定資料等において、当該専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

2 甲らは、甲らが乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合には、乙に対し、その活用を求めることができる。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。

3 乙は、甲らが、甲らと下請負者とが行う契約における専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、下請負者と協議することを妨げないものとする。

4 乙は、前2項に規定する場合その他甲らとの原価計算方式による契約の履行のために甲の確認を得て用いる場合を除き、甲らとの対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

（専用防衛生産用資産の管理）

第4条 乙又は下請負者が取得した専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。

2 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。

3 乙は、専用防衛生産用資産を取得したときは、速やかに、甲に対し、付紙様式第2により、その名称、調達先、取得時期、数量、取得金額等を報告するものとする。ただし、固定資産

に該当しない専用防衛生産用資産については、甲の同意を得て、当該専用防衛生産用資産に係る報告の全部又は報告項目の一部を省略することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに、付紙様式第3を用いて前項の報告を行うものとする。
- 5 前2項の報告は、専用防衛生産用資産の品目数が膨大である場合には、甲の同意を得た専用防衛生産用資産（建屋等を除く。）について、6月を超えない一定の期間ごとに可能なものを取りまとめて、段階的に行うことができる。
- 6 乙は、甲に対し、毎年5月31日までに、3月31日現在を基準として、付紙様式第4により、次に掲げる専用防衛生産用資産の維持及び管理の状況を報告するものとする。
 - (1) 第2条第2項の書面に記載されたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、契約相手方又はその下請負者の固定資産台帳に登載されているもの
- 7 甲及び乙は、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて相互に協議するものとする。

（専用設備の紛失、滅失又は損傷等）

- 第5条 乙は、前条第7項の協議により、甲及び乙が、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。
- 2 前項の場合（甲らの責による場合を除く。）において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

（専用性保全検査の実施）

- 第6条 甲は、乙及び下請負者において、専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この特約条項に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、又はこの契約に基づいて生じた違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため、乙及び下請負者に対し、専用性保全検査（専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。）を実施することができる。
- 2 甲は、専用性保全検査を実施するときは、乙に対し、実施する日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25.3.29）別紙第2。以下「信頼性特約」という。）第4条第1項に規定する臨時調査に併せて実施するときは、当該臨時調査に係る通知と併せて、又はこれに含めて通知する

ことができる。

- 3 乙は、前項の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。
- 4 甲は、甲が必要と認める場合には、甲が相応しい者として指定する監査法人若しくは公認会計士により専用性保全検査を支援させ、又は甲以外の防衛省の機関にこれを代行させることができる。
- 5 専用性保全検査において下請負者が提出し、若しくは提示した資料又は行った説明は、乙が提出し、若しくは提示し、又は行ったものとみなす。
- 6 信頼性特約第6条の規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、同条中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

(違約金)

- 第7条 乙は、甲が、乙の第3条第4項への違反（不可抗力によるもの及び正当防衛又は緊急避難に伴うものを除く。）を確認した場合には、同項ただし書の規定による「相応の対価」に加え、これと同等の金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 2 前項の場合において、乙が専用防衛生産用資産を他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又は乙以外の者に転用され、流用され、若しくは一時使用された日数、時間数等を客観的に証明する証憑その他の根拠を示すことができないときにおける違約金の額は、前項の規定にかかわらず、当該専用防衛生産用資産の取得金額にこれに係る第2条第5項の各項目に相当する金額を加えた金額とする。
 - 3 前2項の規定は、乙が、乙の第3条第4項への違反について、甲が疑義を指摘する前に自発的に申告した場合には、適用しない。
 - 4 第1項及び第2項の規定による違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(下請負者との取り決め)

- 第8条 乙は、この契約において委託先専用防衛生産用資産がある場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、付紙第1に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの特約条項に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。
- 2 乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する専用性保全検査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。
 - 3 第1項の場合において、下請負者は甲らが経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、付紙第2に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資

料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。

- 4 乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する制度調査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。
- 5 信頼性特約第2条第6項の規定は、同条第1項各号に掲げる場合において、乙又は下請負者が、委託先専用防衛生産用資産に関して不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、当該行為に関して当該下請負者に故意又は重大な過失がなかった場合を除き、適用しない。
- 6 第3項から前項までの規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が1億円以下である下請負者には、適用しない。
- 7 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲と、甲が定める委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項を締結するものとする。この場合において、甲及び乙の間において、原価監査を行うための特約条項が締結されていないときは、これを加える変更契約を行うものとする。
 - (1) 当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等が含まれるとき（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみを取得させる場合を除く。）
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産の取得金額の合計額が10億円を超えるとき
- 8 乙は、甲に対し、専ら前項第1号に掲げる場合にのみ該当する下請負者に対する原価監査について、該当する建屋等に係る原価監査のみとすることを求めることができる。
- 9 第7項の規定は、これを適用することが適切ではない者として甲及び乙が個別に合意した下請負者には、適用しない。

（特約条項の有効期間）

- 第9条 この特約条項は、主たる契約条項の規定にかかわらず、甲及び乙が、この特約条項の対象となる専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わす日までの間、効力を有する。
- (1) 当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと
 - (2) 当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産の取得及び管理に関し、合意を要する事項

1 目的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した〔主契約名称、契約番号等を記載〕（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

2 委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画

- 〔委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画に関する規定を記載（任意）。
なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。〕
- 〔建屋等に関する規定を記載（任意）。なお、委託先専用防衛生産用資産である建屋等についても、主契約者は、主契約に係る特約条項の別図のとおりを使用し、かつ、使用させる義務を負っていることに留意を要する。〕

3 委託先専用防衛生産用資産の使用

- (1) 乙は、主契約の締結以降において、甲又は主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」という。）若しくはその委託を受けた者（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産（当該委託先専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係るこれらの者に対する見積資料、防衛省の契約担当官等に対する経費率算定資料等において、当該委託先専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、

間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

- (2) 乙は、甲らが、乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために委託先専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合に、防衛省の契約担当官等が、乙に対し、必要に応じ甲を通じて、その活用を求めることに同意する。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。
- (3) 乙は、防衛省の契約担当官等が、防衛省の契約担当官等と乙の下請負者とが行う契約における委託先専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、当該下請負者と協議することを妨げないものとする。
- (4) 乙は、前号に規定する場合その他防衛省の契約担当官等との原価計算方式による契約の履行のために防衛省の契約担当官等の確認を得て用いる場合を除き、防衛省の契約担当官等との対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲を通じて主契約担当官等と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

4 委託先専用防衛生産用資産の管理

- (1) 乙又は乙の下請負者が取得した委託先専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。
 - (2) 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、委託先専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。
 - (3) 甲及び乙は、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて主契約担当官等と協議する必要性について、相互に協議するものとする。
- [委託先専用防衛生産用資産の管理報告に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。]

5 委託先専用防衛生産用資産の紛失、滅失又は損傷等

- (1) 乙は、前項第3号の協議の結果に基づき、甲が主契約担当官等との間において、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該委託先専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。
- (2) 前号の場合（甲らの責による場合を除く。）において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった委託先専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該委託先専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

6 専用性保全検査の実施

- (1) 乙は、乙及び乙の下請負者において、委託先専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この発注付帯条件に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛省の契約担当官等、又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、専用性保全検査（専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。）を実施することに同意する。
- (2) 甲は、主契約担当官等と調整して、乙に対し、専用性保全検査が実施される日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、専用性保全検査が、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25.3.29）別紙第2（主契約担当官等と乙その他の契約に係るものを含む。））第4条第1項に基づく臨時調査に併せて実施されるときは、当該臨時調査に係る主契約担当官等の通知と併せて、又はこれに含めて、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から通知させることができる。
- (3) 乙は、前号の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。
- (4) 甲と乙が委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する発注付帯条件（第7項第2号において「委託信頼性条件」という。）を取り決めた場合における当該発注付帯条件中の制度調査の実施に係る保障に関する規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、これらの規定中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、甲が、専用性保全検査について、防衛省の契約担当官等に委託することなく、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等（防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。）以外の者に委託してこれを実施する場合におけるその可否及び条件は、甲及び乙が別に協議して定める。

7 下請負者との取り決め

- (1) 乙は、下請負者に委託先専用防衛生産用資産を取得させ、又は管理させる場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、この発注付帯条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの発注付帯条件に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。
- (2) 前号の場合において、乙の下請負者が防衛省の契約担当官等が経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、委託信頼性条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。

- (3) 前号の規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が、1億円以下である下請負者には、適用しない。
- (4) 乙は、下請負者と第1号又は第2号に規定する取り決めに合意したときは、その写しを添えて、その旨を、甲を通じて、主契約担当官等に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この発注付帯条件の有効期間中における各取り決めに基づく当該下請負者に対する専用性保全検査又は制度調査の実施に関する事務を甲に委託したものとみなす。この場合において、甲は、当該事務を主契約担当官等に再委託することができる。
- [再委託先の委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する規定を記載（任意）。主契約者は、主契約（付帯される特約条項を含む。）に基づき、再委託先の委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して原価監査の実施及び保障の義務を負っている場合があることに留意を要する。]

8 違約金

[違約金に関する規定を記載（任意）。主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、信頼性特約違反を含め、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。]

9 発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

- (1) 当該委託先専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと。
- (2) 当該委託先専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、合意を要する事項

1 目的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した〔主契約名称、契約番号等を記載〕（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも2件以上のもののその履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施について定めることを目的とする。

2 関係資料の保存

- (1) 乙は、委託先専用防衛生産用資産の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。
- (2) 乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前号の規定に準じて帳票類を保存させなければならない。

3 真正な資料を提出等する義務

- (1) 乙は、次に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。
 - ア 主契約担当官等が原価計算を行うに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
 - イ 主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」とい

- う。)が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)の算定に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
- ウ 主契約担当官等が委託先専用防衛生産用資産に係る契約の履行を監督し、又は検査するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
- エ 防衛省の契約担当官等が行う制度調査、原価監査その他の調査等に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
- オ 甲が主契約担当官等に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
- [信頼性特約違反に係る違約金の負担に関する規定を記載(任意)。主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。]

4 制度調査の実施

- (1) 乙は、乙又は乙の下請負者が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛省の契約担当官等又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、制度調査(乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)を実施することに同意する。
- (2) 乙は、防衛省の契約担当官等から制度調査の実施の申入れがあった旨を甲から通知された場合には、これを受け入れなければならない。
- (3) 甲は、防衛省の契約担当官等に委託して制度調査を実施させるものとし、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等(防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。)以外の者に委託してこれを実施してはならない。

5 定期調査及び臨時調査の実施

- (1) 制度調査は、防衛省の契約担当官等の年度の計画に基づき、実施される日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。
- (2) 甲は、前号の通知について、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から直接に乙に対して通知させることができる。
- (3) 乙は、甲又は甲に代わって通知する防衛省の契約担当官等から臨時調査の通知を受け、又は申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

6 制度調査の実施項目

甲は、制度調査において、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる事項を確認させることとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第8項に規定するコンプライアンス要求事項が達成され、適正に実施されていること。
- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

7 制度調査の実施に係る保障

- (1) 甲は、前項各号に掲げる事項を確認するため、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる調査を行わせるものとし、乙は、甲に対し、甲の同意を得た防衛省の契約担当官等が、制度調査（次号のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この項において同じ。））、資料、情報システム等にアクセスすることを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

ア 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

イ 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

ウ 前記の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

エ 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この項において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査

- (2) 甲は、前号の調査の一環として、防衛省の契約担当官等をして、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次号において同じ。）を随時実施させることができる。
- (3) 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等があらかじめ指定する制度調査の担当者に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
- (4) 乙は、臨時調査において、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、防衛省の契約担当官等があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

8 コンプライアンス要求事項の確認

- (1) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、次に掲げるコンプライアンス

ス要求事項について、乙の実施状況を確認する。

ア 防衛省との直接又は間接の契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。

イ アの書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査（甲の委託による場合を含む。）に際して確認できる体制としていること。

ウ 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全役職員に適切に周知することとしていること。

エ 防衛関連事業に従事する全役職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。

オ 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

(2) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請することができる。

(3) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

9 適用する経費率との関係

〔乙が制度調査に応じなかった場合における乙の経費率の取扱いに関する規定を記載（任意）。主契約者に対する支払代金には、委託先専用防衛生産用資産に係る部分を含め、主契約者と主契約担当官等との間の資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第8条が適用されることに留意を要する。〕

10 発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

(1) 当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと

(2) 当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

会 社 名：〇〇株式会社

調達管理番号：〇〇〇

契 約 品 名：〇〇〇

一連 番号	専用防衛 生産用資 産の分類 ※ 1	専用防衛 生産用資 産の名称 ※ 2	取得時期 の目途 ※ 3	取得予定 の数量 ※ 4	設置予定 場所 ※ 5	耐用 年数 ※ 6	取得予定 金額 ※ 7	備考 ※ 8
1								
2								
3								
4								

※ 1：「建屋」、「機械及び装置」、「その他」を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※ 2：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。

※ 3：〇年〇月頃など作成時点における取得予定時期を記述すること。

※ 4：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。

※ 5：専用防衛生産用資産が設置又は管理される予定である会社名及び設置工場名を記載すること。

※ 6：専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。

※ 7：消費税抜きの金額を記述すること。

※ 8：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係る専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 調達管理番号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 契 約 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :

添付書類：別紙

属紙

別紙

会 社 名：〇〇株式会社
調達管理番号：〇〇〇
契 約 品 名：〇〇〇

一連 番号	専用防衛 生産用資 産の分類 ※ 1	専用防衛 生産用資 産の名称 ※ 2	工事 番号 ※ 3	専用防衛 生産用資 産の調達 先 ※ 4	取得 時期	数量 ※ 5	設置 場所 ※ 6	法定 耐用 年数 ※ 7	取得 金額 ※ 8	備考 ※ 9
1										
2										
3										
4										

※ 1：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。
「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※ 2：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。
※ 3：計上する工事番号を記載すること。
※ 4：専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。
※ 5：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。
※ 6：専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。
※ 7：専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。
※ 8：1 円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。
※ 9：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委託専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係る委託専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第4項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 調達管理番号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 契 約 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :
7. 対象下請負会社 :

添付書類：別紙

属紙

別紙

下 請 負 者 の 名 称 : ○○株式会社※1

調 達 要 求 番 号 : ○○○

契 約 品 名 : ○○○

下請負者が担当する業務 : ○○○※2

一連 番号	委託先専 用防衛生 産用資産 の分類 ※3	委託先専 用防衛生 産用資産 の名称 ※4	工事 番号 ※5	委託先専 用防衛生 産用資産 の調達先 ※6	取得 時期	数量 ※7	設置 場所 ※8	法定 耐用 年数 ※9	取得 金額 ※10	備考 ※11
1										
2										
3										
4										

※1 : 下請負者ごとに別紙を作成すること。
※2 : 下請負者が製造を担当する構成品名や業務内容の概要を記述すること。
※3 : 「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」について、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※4 : カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。また、下請負者における管理番号も記述すること。
※5 : 経理・原価計算規定等に基づくものであること。
※6 : 専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官と調整し、代表例を記述することは差し支えない。
※7 : 可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。
※8 : 委託先専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。
※9 : 委託先専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。
※10 : 1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。
※11 : 必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書の提出について

下記契約に係る専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第 4 条第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 調達管理番号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 契 約 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :

添付書類：別紙

会社名：〇〇株式会社※1
調達管理番号：〇〇〇
契約品名：〇〇〇
下請負者が担当する業務：〇〇〇※2

一連 番号	専用防 衛生産 用資産 の分類 ※3	専用防 衛生産 用資産 の名称 ※4	固定資 産番号 ※5	工事 番号 ※6	専用防 衛生産 用資産 の調達 先 ※7	取得 時期 ※8	数量 ※9	設置 場所 ※10	法定耐 用年数 ※11	取得 金額 ※12	期末帳 評価額 ※13	原価償 却類型	備考 ※14
1													
2													
3													
4													

※1：委託先専用防衛生産用資産がある場合は、「会社名」を「下請負者の名称」に変えて委託先専用防衛生産用資産を取得している下請負者ごとに本紙を作成すること。

※2：下請負者の報告時にのみ記載すること。

※3：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※4：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。

※5：固定資産台帳へ登載される番号を記載すること。

※6：計上する工事番号を記載すること。

※7：調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの機械及び装置となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、記述することは差し支えない。

※8：特約条項第2条第2項に係るもののうち、取得に至っていないものは予定時期を記述すること。

※9：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの機械及び装置となる場合は、一式と記述すること。

※10：会社名及び設置工場名を記載すること。

※11：固定資産台帳へ登載時の法定耐用年数を記載すること。

※12：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※13：固定資産台帳へ登載時の価額から報告時の会計年度の末日における帳簿価額との差を記載すること。

※14：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。特に維持及び管理の必要性が消失したものと認められたものについては、経緯が記録されるよう甲乙間の協議文書番号等を記述すること

注意：甲が求める場合、本紙を表計算処理が可能な電子計算機情報としても提出すること